

エコモチ支援団体に係る規約

株式会社フルハシ環境総合研究所 エコモチ事務局(以下、「当社」とする)は、当社と当社が指定する支援団体(以下、「支援団体」とする)との間で、エコモチ利用者へ支援団体の活動の理解を促し、支援の想いを育てることを目的とし相互に協力するため、当社の運営するウェブサイト「エコモチ」における支援団体の紹介および寄付の授受について、以下のとおり規約を定める。

第1条(当社の実施事項)

当社は、支援団体が推進する社会貢献活動(以下「支援団体の活動」という)に共鳴し、当社の運営するウェブサイトの利用者に対して、支援団体の活動を広く紹介し支援するため、以下の事項を実施する。

- (1)当社が運営するインターネット上のサービス「エコモチ」(URL: <http://www.ecomoti.jp/>以下、ただし変更が生じた場合は変更後のURLとする。また、携帯電話等モバイルツール用URLが追加された場合はこれを含む)上における、支援団体の活動に関する特集ページ(以下「支援団体紹介ページ」という)の提供、配信(ただし、当社承認の上実施)
- (2)支援団体紹介ページ上における、当社による支援団体の活動報告を目的としたコンテンツ(以下「支援コンテンツ」という)の作成、配信
- (3)エコモチ シードによる寄付の申し込みを受け付け、第4条に従い換価、計算した寄付金額に相当する金額の支援団体への送金

第2条(支援団体の実施事項)

1. 支援団体は、エコモチ利用者に対する支援団体の活動の認知度の増強を日指すため、以下の事項を実施する。

(1)支援団体は、当社に対し、第1条の範囲内で、当社が支援団体紹介ページや支援コンテンツ制作を行えるよう、支援団体が保有する写真等の素材(以下「本件情報」という)を提供し、本件情報を複製、改変(サイズの変更等、支援団体紹介ページおよび支援コンテンツを作成するために必要な範囲の変更を指す)、配信を行う権利を許諾する。本件情報の権利の表記については支援団体の希望に基づき行われる。

(2)支援団体は、支援団体の活動に関するレポートを当社に提出する。

2. 支援団体は、前項に定める事項を、当社と協力して実施する。

3. 支援団体は、別途合意する場合を除き、本規約に基づき発生した債務の履行に際し生じる費用を自ら負担するものとする。

4. 支援団体は、支援団体紹介ページおよび支援コンテンツの内容について、事前に当社と協議を行うものとする。なお、支援団体から、支援団体紹介ページおよび支援コンテンツについて、修正・変更・削除の要請があった場合、当社は合理的な範囲で当該要請に従うものとする。

5. 支援団体は、本契約に基づき受領した寄付金の使用に関し、公益を目的とした支援団体の活動のみに使用するとともに、第5条に従って支援団体の活動の報告義務を負うものとし、当社およびエコモチ利用者の支援団体の活動に対する賛同の意思に反する行為を行ってはならない。

6. 支援団体は、エコモチより配信するコンテンツについては、第三者に対し提供しないこと、またその目的の如何を問わず事実上利用することを許諾しない。ただし、エコモチより配信するコンテンツの情報源として、支援団体が当社に提供したレポート等を支援団体が第三者に提供することについては本項に抵触しない。

第3条(支援団体紹介ページおよび支援コンテンツの作成)

1. 当社は、支援団体紹介ページおよび支援コンテンツ上に、①支援団体の名称表示あるいはロゴ等の商標、②本件情報の著作権者である旨の表示、③その他両当事者で合意した表示を付すことができる。コンテンツ配

信の際、当社は支援団体の要請に応じて事前に表示内容の確認を得るものとする。

2. 当社は、支援団体紹介ページおよび支援コンテンツの作成にあたり、別途合意がない限り、当社の規定に従い作成することができる。

3. 当社は、支援コンテンツの作成にあたり、再配布禁止の措置等は実装しない。

4. 支援団体紹介ページの配信期間、支援コンテンツの配信期間およびエコモチ シードによる寄付の申し込みの受付は、原則として本規約の適用期間と同じとするが、別途合意がある場合、個別に配信期間および寄付の申し込みの受付期間の変更を行うことができる。なお、支援団体は、配信期間およびエコモチ シードによる寄付の申し込みの受付期間については、当社の任意の判断に基づき、本規約の適用期間中といえども、停止または終了される場合があることを合意する。この場合、当社は支援団体に事前に連絡を行う。

第4条(エコモチ シードによる寄付)

1. 当社は、自らがエコモチ シードによる寄付の申し込みを受け付ける者として、単独の責任において寄付の申し込みの受付、エコモチ シードの換価を行うものとし、支援団体は当社の受付方法および換価法について何ら関与しない。

2. 当社は、寄付の申し込みに係るエコモチ シードについて、当社が定める換価法に従い計算し、当該エコモチ シードに相当する金額を9月及び2月の年2回、寄付するものとし、8月末日締および2月末日締として当期間内に確定した寄付金額相当額を集計し、翌月末日までに、支援団体が指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は、当社の負担とする。支援団体は、入金確認後、当社提出の寄付の内訳明細に基づき、寄付者に対し領収書を発行する。

3. 当社は、寄付の申し込みの取り消し、撤回分等、寄付の申し込みに係るエコモチ シードが取り消し、利用停止、失効に係るものであった場合、寄付を行わない。

4. 当社は、シード寄付申込者に関する個人情報は一切支援団体に開示しない。

第5条(支援団体の活動報告、ニュース提供)

1. 支援団体は、本規約の適用期間中、1~2ヶ月に1回程度の頻度で、支援対象活動に直接的または間接的に関連するニュース等について当社に別途定めたフォーマットに則って報告をするものとする。この報告内容に基づき当社は必要に応じて支援団体に対し取材できるものとする。

2. 支援団体の発行する広報物等で当社に提供可能なものがある場合は適宜送付する。

3. 支援団体は1年に1度、年次活動報告を提出する。

4. 活動報告について支援団体に取り決めがある場合は、協議の上、解決する。

第6条(本件情報)

1. 支援団体は、本件情報を、別途当社が指定する方法にて提供する。

2. 支援団体は、本申し込み時において知りえる限り、支援団体が、当社に対し第2条1項1号に基づく使用許諾を与える適法な権限を有していること、本件情報が第三者の著作権等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

3. 本件情報に起因して、当社または支援団体が第三者の著作権等の知的財産権その他一切の権利を侵害するとして第三者からクレーム(損害賠償の請求、使用差止の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わない)を受けた場合、本規約の適用期間中はもとより終了後に発生したものであっても、支援団体の責任と費用でこれを解決し対応する。ただし、当該紛争が、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

4. 支援団体は、本規約に基づく本件情報の使用に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利処理については、支援団体の費用と責任において行う。

第7条(責任)

1. 当社は、本規約の目的に鑑み、支援団体紹介ページ(本件情報を除く)、支援コンテンツの配信およびエコモチ シードによる寄付の申し込みに起因する、エコモチ利用者、その他第三者からの問い合わせ、苦情については、本規約の適用期間中はもとより終了後に発生したものであっても、自らの費用と責任にて対応する。ただし、当該紛争が、支援団体の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。
2. 支援団体は、本件情報に起因する、エコモチ利用者、その他第三者からの問い合わせ、苦情については、本規約の適用期間中はもとより終了後に発生したものであっても、自らの費用と責任にて対応する。ただし、当該紛争が、当社の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。
3. 当社は、エコモチ利用者による著作権侵害等により生じる支援団体の損害については何ら保証をせず、また責任を負うものではない。

第8条(権利関係)

1. 当社および支援団体は、本件情報に含まれる著作物の著作権等一切の権利は支援団体またはその他の権利者に帰属するものであって当社またはエコモチ利用者に移転するものではないこと、支援団体紹介ページを含むエコモチウェブサイト内の情報(本件情報に含まれるものを除く)、デザインに関する権利は当社に帰属することを確認する。
2. 当社および支援団体は、本規約に基づき明示的に許諾された相手方の有する商標(サービスマークを含む)、ロゴマークまたは商号の使用につき、本規約に定める目的以外に使用する権利を相手方に許諾するものではないことを確認する。

第9条(秘密保持)

当社および支援団体は本規約の内容および本規約に基づく債務の履行過程において、相手方の営業秘密として管理されている情報で、開示の際に秘密情報である旨明示された情報(以下「秘密情報」という)を秘密として管理し、相手方の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供もしくは本規約に定める目的以外で使用してはならない。ただし、法令に基づき公的機関より開示の請求を受けた場合はこの限りではない(この場合、開示請求を受けた旨を相手方にすみやかに通知するものとする)。当社および支援団体は、本規約の適用期間終了後も2年間は、同様の条件で秘密を保持するものとする。ただし、以下の各号の一つ以上に該当する情報は秘密情報として扱わない。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示の時点で公知の情報
- (3) 開示を受けた後、被開示者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

第10条(解除)

当社および支援団体は、いずれかの当事者が下記各号の一に該当する場合、該当者は相手方に対する何らの通知、催告なしに直ちに本規約に基づく債務の履行を停止または本規約に基づき両者間に成立した契約を解除することができる。

- (1) 本規約に定める義務の全部または一部に違反し、他の当事者からの是正を求める通知を受けたにも拘わらず通知を受領した日より2週間以内に当該違反行為を是正しなかったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがあったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
- (3) 監督官庁から行政指導、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的到産手続開始の申立てがあったとき、または解散(法令に基づく解散を含む)、清算もしくは内整理の手続に入ったとき
- (5) 資本減少、営業の廃止、休止、変更、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

(6) 手形または小切手を不渡としたとき、その他支払停止状態に至ったとき

第 11 条(中途解約)

当社および支援団体は、相手方に対する3ヶ月前までの通知をもって、本規約に基づき両者間に成立した契約を終了させることができる。

第 12 条(本規約の適用期間)

1. 本規約の適用期間は、表紙記載のとおりとする。ただし、いずれかの当事者より、相手方に対し期間満了日の3ヶ月前までに、満了日をもって本申込みに基づき両者間に成立した契約を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本規約の適用期間は自動的に1年間更新し、以後も同様とする。
2. 本規約の適用期間終了後といえども、支援団体から当社に対しで異議の書面が提出されない限り、本件情報が使用された支援団体紹介ページがキャッシュデータとしてインターネット上で表示される場合があることを両者確認する。
3. 本規約の適用期間終了後も、第7条(責任)、第8条(権利関係)、第9条(秘密保持)および第14条(協議および管轄裁判所)の定めは有効に存続する。

第 13 条(権利義務の譲渡禁止)

当社および支援団体は、相手方の事前の文書による承諾がある場合を除き、本規約の定めに基づき生じる権利義務の全部または一部について、第三者への譲渡、質入れその他の処分をしてはならない。

第 14 条(協議および管轄裁判所)

1. 本規約に定めのない事項および本規約の解釈について疑義を生じた事項については、当社および支援団体互いに誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。
2. 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条(規約の改定)

当社は支援団体と協議し、必要に応じて本規約を変更することがある。本規約の改定通知について、支援団体にすみやかに連絡するものとする。通知により合意したものとする。

平成 20 年 2 月 29 日 制定